

内部統制システムに関する基本方針

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する。）の整備のため、以下の基本方針を制定する。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立する。

1. 取締役及び使用人（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「コンプライアンス憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役等に周知徹底させる。
- (2) 取締役会の諮問機関として、総務人事本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を実施する。
- (3) 取締役等がコンプライアンス上の問題を発見した場合、コンプライアンス委員会事務局に速やかに報告・通知するよう、周知徹底する。また、コンプライアンス事務局への報告・通知内容は、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (4) 「取締役会規程」及び「執行役員会規程」に基づき、会議体において各取締役及び執行役員の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- (5) 内部監査部は、内部統制の有効性と業務執行の状況につき、全部門を対象に業務監督を実施し、適宜、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (6) 取締役等に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、取締役等に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- (7) 取締役等は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の取締役等の業務遂行を常時監督する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統制部門は内部監査部とする。リスク管理担当役員並びに内部監査部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、これを運用する。また、内部統制担当役員は、適宜、リスク管理の状況を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (2) 不測の事態が発生したときは、代表取締役を長とする緊急時対策本部を設置し、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (3) 反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、月 1 回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (2) 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については執行役員会を設置して合議制により慎重な意思決定を行う。
- (3) 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業務目標を明確にする。
- (4) 電子稟議等の IT システムを活用することにより、業務の効率化及び他の取締役等との情報共有並びに意思連絡の迅速化・簡素化を図る。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス憲章」に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
- (2) (株)ビックカメラとの合同会議等において、業務の状況を定期的に報告する。
- (3) リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し運用する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき職員（以下、「監査等委員補助者」という。）を置くことを求めた場合における監査等委員補助者に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき職員を設置することを求めた場合、取締役会はその職務を遂行に足る適切な人材を選定する。

- (2) 監査等委員補助者は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）から監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）から監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性を確保するために、監査等委員補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

8. 取締役等（監査等委員である取締役を除く。）が監査等委員会に報告をするための体制 その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役等は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会に次の事項を報告する。
 - ① 会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項
 - ② 毎月の経営状況として重要な事項
 - ③ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ④ 重大な法令・定款違反
 - ⑤ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 各部門を統括する取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員と協議の上、適宜、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
- (3) 監査等委員へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得ることとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役等の監査等委員監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、執行役員会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができるとともに、必要に応じて取締役等（監査等委員である取締役を除く。）に対して報告を求めることができる。
- (3) 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
- (4) 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
- (5) 監査等委員会は、内部監査部と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

- (6) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

以上

附則

平成 27 年 5 月 1 日 改定

平成 27 年 11 月 25 日 改定

平成 29 年 2 月 22 日 改定